

令和6年度「PM4(ピーエム・フォー)ライトオン運動」実施要綱

1 趣 旨

例年、秋口から冬期にかけては、日没時間が早まるため交通事故が増加し、特に午後4時から午後8時の時間帯は、横断歩行者や自転車利用者等が被害者となる重大事故が多発する傾向がある。

また、日没前後は、下校、買い物、退社等により交通量が増加する時間帯であることに加え、視認性が低下して周囲の状況が確認しにくくなり、ドライバーも一日の疲れが蓄積し集中力が低下しがちである。

このような状況下で車両を安全に運転するためには、自車の存在をいち早く周囲に知らせるほか、交通の危険を早期に発見して回避することが重要である。

このため、下記2の期間の交通事故防止対策として、ドライバーに対し「午後4時を目安としたライトの早めの点灯」及び「対向車や先行車がないときのライトの上向き点灯とこまめな上下切替え」による安全運転を促し、交通事故の防止を図るものである。

2 実施期間

令和6年11月1日（金）から令和7年2月28日（金）まで

3 主 唱

福島県、福島県交通対策協議会

4 推進機関・団体

福島県、福島県交通対策協議会構成機関・団体

地方交通対策協議会構成機関・団体

市町村、市町村交通対策協議会構成機関・団体

5 重点事項

(1) 午後4時を目安とした早めのライト点灯

ドライバーには、薄暮時にライトを早めに点灯し、自分の存在を周囲の車両や歩行者などに知らせるとともに、午後4時から午後8時にかけて交通事故が多発する時間帯であることの自覚を促す。

(2) 対向車や先行車がない状況でのライトの上向き点灯とこまめな上下切替え

車のライトは、対向車や前方を走行する車両がないときは「上向き」（ハイビーム）を使用して歩行者や自転車の早期発見に努めるとともに、「上下切替え」をこまめに行い幻惑防止を図る。

(3) 歩行者等は夜光反射材用品・懐中電灯等の活用

歩行者等には、夜光反射材用品、懐中電灯等を活用し、交通事故に遭わないよう注意を促す。

6 運動の進め方

推進機関・団体は、関係機関等と連携し、各種イベントや街頭啓発活動のほか、広報誌・ホームページ等あらゆる広報媒体を活用して本運動の周知徹底を図る。